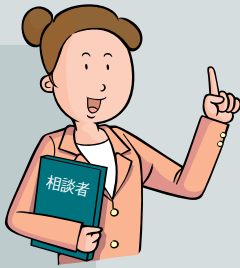


父母



2010年 12月第一番目

もう夫婦ではないが‘父母’



離婚家庭が増えているこの頃

苦しい経験をしながらか離婚するようになった夫婦たちは新しい生活のために努力し、特に未成年の子供がいる場合には離婚の後にも相変わらずお母さん、お父さんという名をもって子供を育てることができるのかを悩むこととなる



未成年の子供がいる夫婦は協議離婚、裁判離婚に関わらず

子供の養育に関する事項をお互いによく協議してから決めなければなりません(民法第837条、第843条)

養育事項を決める基準は子供の幸福と利益に適わなければならないし、親の便宜や欲張りによって決めてはいけません。



離婚家庭の子供は

多くの苦痛と困難を抱えており、問題行動を起こしたりもして成人になってからは親と同じく離婚になることもあります。

これは‘離婚’自体の影響ではなく親が喧嘩して、分かれる過程における否定的な行動の結果であります。

離婚過程において感情を抑制し、まず、子供を考えて、愛と関心を尽くせるなら、子供はより一層健やかに育つことができます。

この本は離婚する夫婦が知るべき未成年の子供に関する指針に関して取扱っており家庭内暴力、児童虐待など、刑事上の問題がある場合と薬物乱用、精神上的の病気など、特別な問題がある場合には該当しません。

また、この本に載っている親の離婚に対する子供における行動の特徴は個人の差がありますので問題行動がある場合には遅滞なく専門家と相談するのが望ましいです。

という名は守り抜けます

■ 親権者及び養育者

両親のうち、どちらの親が養育者としてもっと相応しいのかを決めるにおいて子供の福利を基準として決めた後、特別な事情がない限り養育者の方と一致するように親権者を決めます。(養育者に親権がない場合には子供に不便が伴います。)また、兄弟姉妹を分けて養育する方法はご遠慮願います。子供に対する二つめの傷となり得ます。

■ 養育費

子供の生存と成長、教育のためには養育費が必要です。子供を養育しない親はどんな場合にでも必ず養育費を支払うと心に決めて、最善を尽くして履行して下さい。

■ 面接交渉権

子供にはお父さんとお母さん、両方が必要です。子供が一方の親と断絶される場合、身体的、情緒的、人格的に正しく成長することはできません。面接交渉権は父母と子供、両方に認められる権利です。ですから、養育をする親は自分の子供が離れて住んでいない親とも十分かつ安定的に会えるように配慮すべき法的義務があります。





う~あん! 怖いよ。



嬰幼兒期における父母の離婚に対する行動の特徴
・極度の恐怖と不安感 ・発達遅延 ・退行

“表現はできなくても 悲しいです。”

まだあかちゃんなので何にもわからないんですって？
わが子はおとなしくて大丈夫ですって？ いいえ、そうでは
ありません。



相談者

子供が幼いほどむしろ周りの緊張と葛藤に敏感になります。
お母さんとお父さんとの喧嘩や一方の親が急にいなくなったりすると、
子供は酷い恐怖と不安感に巻き込まれます。
また、離婚ストレスにより怒りと憂鬱になっている父母が子供の世話
を見る場合、子供は刺激にゆっくり反応することになったり発達が遅
くなったりする場合があります。
また、退行することもあります。



お医者さん

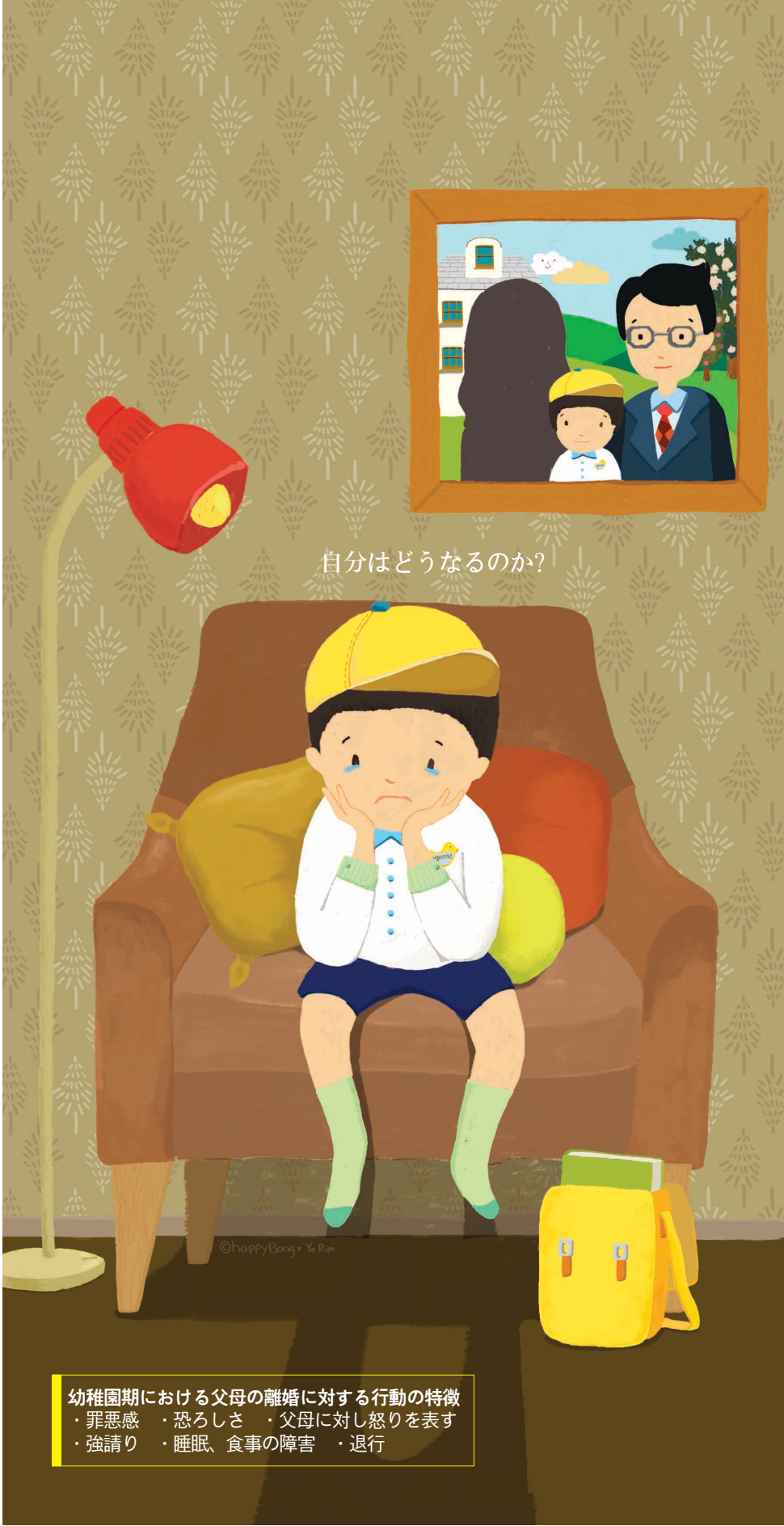
親がストレスと怒り、憂鬱症により子供を放置しないように
親本人の情緒的な安定のために努力して下さい。
スキンシップと話し合いを通じて子供に充分な関心と愛を感じさせる
ようにしてください。
嬰幼兒期に主な養育者と安定的な愛情関係が形成できれば
成人になっても他人や世の中とも望ましい関係が結べるようになります。
子供が幼いほど一方の父母との断絶は成長の過程において深刻な人格
的な障害をもたらすおそれがあり、子供が大きくなったら会えるよう
にしたりするのは望ましくありません。



裁判官

子供と一緒に同居しない親とも十分に安定的に会えるように
面接交渉に関する協議をして下さい。
子供と一緒に同居しない親は必ず養育費を支払うことを約束して下さい。

嬰幼兒期の子供を分けて所有するような方法、すなわち、何日間はお
母さんが、また、何日間はお父さんが一緒にいるような形はだめです。
なるべく主に子供を養育する方を決め、養育を担当しない親は子供の
平穏で、安定的な生活リズムを崩さないように定期的に頻繁かつ短く
訪問して子供の世話を見るという基本的な養育活動を勧めます。



自分はどうなるのか？

©happyBong・Ye Rim

幼稚園期における父母の離婚に対する行動の特徴
・罪悪感 ・恐ろしさ ・父母に対し怒りを表す
・強請り ・睡眠、食事の障害 ・退行

“自分のせい… 自分はこれからどうなるのであろうか?”

幼児らは父母の離婚に対しとても強く‘私のせいでお母さんとお父さんが離婚するのである’という罪悪感を感じます。

また、‘お父さんがいなくなったからお母さんもいつか私を捨てるかもしれない’という恐ろしさに巻き込まれることもあります。

いきなり一方の親がいなくなるのは子供にとっては天災地変と同様のものです。父母の離婚決定に対しては子供の目線に合わせて話をして下さい。



“お母さんとお父さんの離婚はあなたのせいではない。”
 “お母さんとお父さんは離婚をしてもあなたが必要とするときには何時でもあなたのそばに居て上げますよ。”
 “あなたを相変わらず愛しているし、また、あなたの世話をみてあげます。”

子供がよく理解するまで繰り返して話をして下さい。
 また、子供が感じている怒りと恐ろしさをよく表せるように感情を聞いて下さい。

子供が幼いほど一緒に同居しない親と規則的かつ頻繁に会えるように面接交渉に関する協議をして下さい。
 一緒に同居しない親は必ず養育費を支払うことを約束して下さい。
 父母間の親権者及び養育者の変更は子供の福祉を最優先に考慮した両親の協議を通して可能です。



一緒に同居しない親が子供を連れていって宿泊する方式の面接交渉が可能であり、また、勧められています。
 街角や大型スーパーマーケットのような公の場所よりは子供を連れて来て家の方で会った方法がいいです。
 このとき、子供が心安らかに親に会えるように配慮し、子供がもう一方の親に気がつかったり嘘をつかないようにしてください。
 それから、久しぶりに子供を面会した親は子供と遊びに行ったり大きなプレゼントなどを与えたりするよりは食べさせたり、洗わせたり、着せたり、寝かせるといった日常的な世話の方が望ましいです。





お父さんは何時来るの？



©happyEonyo Y. Kim

小学生の子供が父母の離婚に対して持つ行動の特徴
・父母の再結合に対する期待 ・学校生活の難しさ
・心配、盗み、嘘、家出、父母に対して怒りを表す。

“お母さん、お父さんは また帰って来るよ…”

父母の離婚に対して理解はしているものの再結合に対する強い期待と幻想を持つことになります。

従って、父母が再婚するときにはもっと大きな挫折と失望をしたりもします。

学校の生活と友達関係においても適応できず、父母と本人のことに
対する心配などで病気になったりもします。反対に父母の保護者と
慰め役をしたりして大人しい行動をしたりもします。



離婚後も依然として両親は子供を愛し、面倒を見るということを強調して下さい。
‘あなた、だれと住むの?’ 又は ‘お母さん、お父さんの離婚に対してどう思っているの?’
のような質問よりは ‘どんな気分なの?’ というような感情的なことに対し
て聴き、子供が怒りや不安感に対しうまく処理又は表現できるように手伝って下
さい。

子供の前で一緒に住まない親を非難したり否定的な言葉をする場合、
子供と一緒に住む親と肩身になって一緒に住まない親を憎悪しながら親子の関係を
絶とうともします。

これは子供にとって人格的な障害をもたらし得ることもあります。

一緒に住まない親に対しても前向きな感情が持てるように手伝いまし
よう。

父母の再結合に対する幻想に対しては現実的に可能性がないことを優
しく、しかし断固として知らせて下さい。

父母の新しい理性関係は子供の気分を見て慎重かつ気をつけて知らせるべきです。



子供にとって学校生活の面倒をよく見てくれる親のほうを養育者と親権者として
決め、子供と一緒に同居しない親とも十分な時間を持てるように面接交渉のスケ
ジュールを協議して下さい。

誕生日、祝日、学校の夏休みと冬休み、記念日などにも公平に養育
ができるように計画を立てるのがいいです。

子供の教育のためには養育費が次第に増加しますので必ず養育費を
支払い、都合によって養育費を追加して支援して下さい。



私の様子が本当に大丈夫の
ように見えますか？



©happy Bong + Ye Bin

青少年期における父母の離婚に対する行動の特徴

- ・反抗
- ・成績の下落
- ・登校の拒否
- ・憂鬱
- ・家出
- ・自殺を図る

“自分も思うままにするぞ!”

思春期には爆発的な情緒の変化が生じる時期として
 父母の離婚により学校の生活に異常を見せたり反抗、憂鬱症、しいては
 自殺を図る場合もあります。



子供によってはなくなった親のあなを埋めるような情緒的な役割を代
 わりにしたり模範的に勉強に励み、家事にも責任を持つなど大人し過ぎる行動を見
 せたりもします。

青少年期は成人になる直前の段階です。

父母の離婚過程において経験するようになる感情と葛藤の解決の方法は成人にな
 った後にも大きな影響を与えます。

成熟で幸せな理性関係を結んだりあるいは離婚の繰り返しの土台になったりもし
 ますので、親子の間に愛情と信頼関係が維持できるように努力しなければなりません。

離婚に関しては父母が共に話をしてあげなければなりません。

子供が離婚を非難したり攻撃しても

子供の話をよく聞いてあげ、また、慰めてあげなければなりません。

離婚の決定のための家族会議にも子供を参加させ、子供が被害者であると感じさせ
 ないようにすることも望ましい方法です。

主な養育者の決定において、子供の意思を迂回的に把握して選択を尊
 重して下さい。

本人を選択しなくてもあまり恨まないで下さい。

子供に一方の親を選ぶようにしたのは親の方です。

子供と一緒に住むのとは関係なく日頃子供と会話を頻繁にして下さい。

学校の休みの日には旅行も一緒にして下さい。子供と愛と信頼さえあれば何時かは
 一緒に住めなくなったあなたに進路や理性の問題を相談しに来るでしょう。

養育費は成人になるまでに必ず責任感を持って支払って下さい。



大人しい子供、やさしい子供と言っても親はあなたです。

子供に頼ったり、慰められたりしないで下さい。

子供に親の役割を任せたりしないで、あなたが‘親’になってあげて下
 さい。

その瞬間、その子は‘子供らしいあなたの子供’として戻ってきます。



適応柔軟性が高められます。

離婚家庭の子供であっても
親に相変わらず愛を受けながら育てられた子供はむしろ
他人を理解する心の幅が広められます。
また、関係結びの能力により社会性が発達したり又は、
与えられた現実にもっとよく適応して行く姿を
見せたりもします。
つまり、子供の『適応柔軟性』が高められます。

もっと沢山、子供と会話をし、
面倒を見てあげ、
愛情を注いであげてください。！





我が子のためにこれだけは必ず！

子供のお母さん(お父さん)と喧嘩をしないで下さい。

配偶者がいくら大きな過ちをしたとしてもそれは夫婦のみのものであって、子供には両方とも大事な親であります。
 ‘親の戦い’による不安、怒り、挫折は子供にとって一生にわたって悪い影響を与えます。
 ‘協力的な’離婚をして下さい。配偶者は離婚後も貴重な子供のための養育のパートナーであります。

父母が共に子供に現在の状況と離婚に対して話して下さい。

親の離婚が子供にとって急に生じたことではないように子供の目線に立ってよく説明して下さい。
 ‘絶対にあなたのせいではありません’と言ってあげ、子供の気分に対してよく聴いてあげ、子供が十分に自分の感情を表現できるように助けてあげて下さい。離婚後の計画はもちろんのこと、どんな質問に対しても真面目にかつ繰り返して答えて下さい。

“愛している”と頻繁に言って下さい。

“お母さんとお父さんとの離婚はあなたのせいではない。”
 “お母さんとお父さんは離婚しても必要なときには何時もあなたのそばにいます。”
 “あなたを相変わらず愛しているし、あなたの面倒も見てあげます。”と頻繁にかつ繰り返して言ってあげて下さい。

一緒に住めなくてもときどき会ったりたくさんのお話をして下さい。

夫婦の離婚が子供とも離婚する結果になってはならないでしょう。
 子供には父母が両方とも必要です。
 特に、幼いほど一方の親との断絶は致命的な人格障害をもたらす恐れがあるということに注意してください。
 子供が幼いほど頻繁かつ定期的に面接交渉をしなければなりません。

養育をする親は子供が養育をしない親とも気楽に会えるようにしてあげなければなりません。

親が互いに戦っている間を行き来する面接交渉は酷い場合にはむしろ子供に精神的な問題を与える可能性があります。
 父母が互いに友好的であると感じなければ子供は自由かつ気ままに行き来出来ないのです。そうすることによって子供も子供らしく振舞うことができます。
 また、子供が親の顔を伺ったり、嘘をつかないように配慮して下さい。

“我が子は大丈夫”という考え方を変えましょう。

単に表面に現さないだけです。離婚は親である当事者よりも子供の方がもっと耐え難いです。
 大人しくて模範的な生活を送っている子供に見えても将来、子供本人の結婚生活に失敗する可能性があります。
 子供の感情と行動を注意して見ながら配慮して下さい。子供と沢山話をし、面倒をみてあげ、愛を注いであげてください。

“我が子のために丁寧にチェックして下さい”



次の項目は離婚を準備する父母が必ず守らなければならない事項です。あなたがすでに行っていることにチェックして下さい。これは子供の適応のためにあなたがどれほど力になっているのかを知らせてあげてください。もっとやってあげたいことにも別にチェックして下さい。

- 私の子供に '離婚はあなたのせいではない' と確実に話してあげます。
 - 私の子供の前で相手に対して否定的に、又は怒ったりしながら話をしないで下さい。
 - もし、私が肯定的に話をすることが出来なかったら私は話しをすること自体を止めます。
 - 子供の前で相手と喧嘩しないように努力します。
-
- 子供一人一人と一緒に時間を過ごすために特に努力します。
 - 子供にお父さん(お母さん)と離れて暮らしても良い感情持っても大丈夫であると話してあげます。
 - たとえ、子供と相手との間に似た点があり、私とその点が嫌でも子供と前夫(前妻)を比較しません。
-
- 子供が見せる不安、恐ろしさ、葛藤に対して相手のせいにしたり非難したりしません。
 - 子供が父母が離婚したことに対して恥ずかしさを感じないように助けてあげます。
 - 子供の学校の生活に関心を持ちます。
-
- 子供の生活に一挙に大きな変化が生じないようにします。
 - 家事をよく分担してお母さん(又はお父さん)のいないあなを感じさせないようにします。
 - 子供に直・間接的にだれと一緒に住みたいのか、だれを愛しているのかなどを質問しないほうがいいです。
 - 子供が日常的な活動に充実できるように助けてあげます。
-
- なるべく子供の前では私の感情を表さず、子供が大人の役割をしようと努力することのないようにします。
 - 子供を成人である私の基準に合わせようとしません。
 - 離婚というのは失敗者というような考え方を持たないことです。

“じゃ～、そろそろ 我が子の養育の計画を立てて見ましょう!”

1 親権者及び養育者

- ↳ お母さんとお父さんのうち、どちらが主に子供を育てる方がいいでしょうか？
- 親の欲と便宜より子供の幸せと安定的な生活をまず考えて下さい。
 - 親のうち、どちらのほうが養育環境が安定的でかつ養育の態度に一貫性があるのかを考慮して下さい。
 - 協力的な離婚が可能であれば‘共同養育’も可能であります。

2 面接交渉

- ↳ 一緒に住まない父母を何時、どこで、どういう形で会えるようにした方がいいでしょうか。
- 定期的かつ気楽に会える時間、場所、方法などに対して考えて下さい。
 - お誕生日、祝日、学校の休みの日、休暇などをどのように過ごすのがいいのかを具体的に計画して下さい。
 - 子供の発達段階及びスケジュールをよく考慮してから約束した内容は必ず守るようにしてください。
 - 面接交渉をする際、必要な情報の伝達及び状況の理解のための養育手帳を活用してください。

3 養育費

- ↳ 一緒に住まない親は養育費をどれくらい、また、どういう方法として支払ったらいいでしょうか？
- 養育費は配偶者のためのものではなく子供のためのものであることに注意してください。
 - 養育費の程度及び支払いの方法を具体的に合意し、互いに合意した養育費は定期的な方法により支払うよう努力して下さい。
 - 養育費を支払わないからといって子供との面接を防がないで下さい。

→ 子供の幸せと福利のために最優先的に計画を立てましたか？

→ 配偶者とは相談をして立てましたか？



‘父母’という名を守ろうとする方々に応援のメッセージを送り、困ったことがあったら専門家に相談をしてくださることをお勧めします。





この本は全国にある法院の裁判官、家事調査官と外部の専門家が集まって作った'父母教育共同研究会'が研究、製作しました。
'父母教育共同研究会'による許可なく無断で複製と配布行為をすることを禁じます。